

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 30 日

公益財団法人 住友電工グループ社会貢献基金

理 事 会 御中

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 康 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I-5(1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）及びキャッシュ・フロー計算書について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 30 日

公益財団法人 住友電工グループ社会貢献基金

監 事 稲 山 秀 彰 殿
監 事 高 坂 敬 三 殿

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 康 幸 印
業務執行社員

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I-5(1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）及びキャッシュ・フロー計算書について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

